

「開発協力大綱案に関する意見募集結果について」に関連する重要事項と課題

本資料については、「開発協力大綱案に関する意見募集結果について」（2023年6月9日 外務省国際協力局政策課）を参考に作成したものである。

項目	課題名	内容
総論	「大綱」に関する政策評価	「大綱」に関する政策評価は本来どうあるべきか、現在の課題は？ ※ 参考：ODA 評価案件のレビュー（2015-21） ※ この評価は「令和4年11月」に公表されており、開発協力大綱改定の議論に十分に活用されたとは言えない。
策定の趣旨・背景	「大綱」とSDGs・ポストSDGs	大綱の下でのSDGsの実現、SDGs 関連政策との整合性確保、ポストSDGs 交渉等への参画はどの様に行われるべきか。 ※ SDGs サミットの「政治宣言」に関する交渉に、新大綱の下でどう臨むかは今後の試金石となる。 ※ 特に、SDGs サミットの「政治宣言」草案は、現在の途上国の財政悪化に関して、どのように破綻を防ぎ、開発資金を確保するかについて重点的に記述しており、これについて、日本が新「大綱」の下でどう対応するかが問われる
基本的考え方	「大綱」と「人新世の人間の安全保障」	「人間の安全保障」、特に「人新世の脅威と人間の安全保障」に打ち出された「連帯」や「行為主体性」の考え方を、どのように「大綱」の下で具体的な案件に反映させていくのかについて検討する必要がある。（危機への対応、社会連帯に基づく問題の解決といった実践にどう反映させるのか）
重点政策	「大綱」と分野別・国別戦略の整合性・一貫性	各種政策の整合性・一貫性：改定した「大綱」と、「グローバルヘルス戦略」等の分野別戦略や、「国別援助方針」など各国別の方針などの整合性をどう確保していくのか
実施	「ビジネスと人権」や環境・社会への影響についての課題	「ビジネスと人権」を踏まえた開発協力をどう実現するのか。特に開発協力において、「ビジネスと人権国内行動計画」「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」などの遵守にどの様に実効性を持たせるのか。
	二国間援助と多国間援助の関係・連携	国際機関を対象とする多国間援助と二国間援助の相乗効果をどう果たしていくのか。グローバルに進められている多国間援助の開発効果を高めるために技術協力を提供するといった、バイ・マルチ連携などを積極的に実現していくのか。 ※ 国際機関との連携においては、ガバナンスへの積極的な参画が重要であるが、これを担保できるような人事制度や、ガバナンスに関わるポジション（地球規模課題担当の参事官・審議官等）が国際機関の運営に貢献し、また我が国としてグリップを持てるような人事上の柔軟性の確保などは検討しているのか。
	市民社会との「戦略的パートナーシップ」の中身	市民社会との連携について、「戦略的パートナーとする」ことの中身をどう考えるか。 ※ 日本の市民社会との連携に関して、連携スキームの充実（既存制度拡充、NGO 用技術協力プロジェクトやNGO マッチングファンド等の新設）やフレンドリー化（例：申請・報告書類の簡素化、柔軟な活動・予算変更、案件選考の透明化、現地提携団体への一般管理費・職員研修費・駐在員一時帰国の直接費予算化）といった課題にどう取り組むか。
	海外市民社会との「戦略的パートナーシップ」	海外市民社会との連携の促進に関して、「草の根・人間の安全保障無償」を、もっと海外の市民社会にとって、透明性・アカウンタビリティを確保した開かれた、なおかつ戦略的な制度へと改革し、援助の「現地化」を促進する必要があると考えるが、どうか。

実施（続）	「オファー型協力」について	「オファー型協力」により、「要請主義」の原則はどうなるのか。また、相手国の国家開発戦略や分野別開発戦略との整合性や、他のドナー国や国際機関との協調をどう担保するのか。 ※ 特に、「オファー型協力」については、「選択と集中」のシナリオが形成されており、GX＋気候変動、DX・デジタル、経済的強靱性強化（鉱物資源・食料安定供給の確保）がテーマとなっている。この３つはいずれも「経済開発」領域。「人間の安全保障」やBHNにかかる領域（保健など）などではオファー型協力は適用しないのか？ ※ GX＋気候変動については、市民社会を動員するとする「脱炭素技術展開イニシアティブ」が入っているが、この内容について、環境系 NGO を含む市民社会との対話が充分になされていない。この点今後どのように取り組むつもりか。
	民主主義・人権原則・インクルーシブな社会の促進等	「自由で開かれたインド太平洋」は、自由、民主主義、人権、法の支配を共通価値・原則とするとのことだが、日本の開発協力で自由、民主主義、人権、法の支配に関してどのような協力を行うのか。また、これらを求める市民社会との連携・協力を行う予定はないのか。 ※ アフリカ等で民主主義体制を確立した国への国際的支援が充分にあるとは思われないところ（例：ブルキナやスーダンが独裁政権を打倒して民主化への移行プロセスを開始したが、環境整備が充分でなく、途中で挫折している）、我が国として、こうしたプロセスにある国への支援の重点化をしてはどうか。 ※ 自由、民主主義、人権に関わる現地市民社会の取り組みに対して、現行の支援スキームを活用して支援することを検討してはどうか。 ※ 一方、特定の社会的脆弱層への迫害を強化している国への援助の停止や減額、懸念の表明といった取り組みをする予定はないのか（例：LGBT への弾圧法を制定したウガンダ等） ※ ◎ ジェンダー平等や社会的脆弱性を有する人々を含めた多様でインクルーシブな社会の促進に関して、開発協力で具体的にどのような取り組みをするのか、戦略や方針を定める予定はあるのか。
	軍事原則	「大綱」および防衛関連戦略等では、軍組織や軍人、警察等の法執行機関との協力を積極化することを志向しているが、世界が複合的危機にあり、紛争の脅威が各地で以前より増しているのであれば、開発協力において軍組織や軍人、警察などの法執行機関との協力は以前に増して慎重にし、何らかの明確な基準等を設けるのが当然ではないのか。 ※ 国家安全保障戦略では、ODA と、OSA を含むそれ以外の資金の連携強化を謳っている（p16）。各種開発資金の戦略的・統合的運用が言われる中、ODA と OSA をどの様に区別し、相互に影響が及ばないようにするのか。逆に、連携強化を志向するのであれば、OSA を含めて、市民社会を含めた多セクターとの対話チャンネルを設けるべきではないか。 ※ OSA は国別開発協力方針や展開計画では全く扱わないのか。
	0.7%目標など	懇談会報告書では 0.7%目標を年限付きで実現する方向性が示唆されたが、「大綱」では「念頭に置く」という書きぶりとなっている。ODA 増額について、何らかの具体的な KPI 等を設定する予定はないのか。
	国民の理解の促進	開発協力に関する国民の理解の促進のためには、透明性およびアカウンタビリティの確保、並びに形成段階からの参画が不可欠である。現状では、各国・各地域・各分野等への抛出誓約等に関して、十分な説明や情報提供がなく、マスメディアや国民一般への情報提供や啓発等も不足している為、特にインターネット上では大幅な誤解や陰謀論を煽る状況となっている。開発協力に関するコミュニケーションのあり方を見直す必要についてどう考えているか。国民の理解促進という文脈において、全国各地に約 800 存在する国際協力 NGO との連携を強化すべき（例：小規模団体の ODA への参画促進を通じた国民参加拡大、ネットワーク NGO との連携強化、NGO マッチングファンド制度設立）と考えるが、どうか。 ※ 抛出誓約については、十分な根拠のない算出方法に基づいて行われているという報道がある。透明性やアカウンタビリティが担保できない形で算出された金額を誓約することは、改めた方が良いのではないか。